

SSC  
**埼玉県障害者社会参加推進**  
**せなだより**  
 令和元年 6 月 30 日 121 号

編集  
 埼玉県障害者社会参加推進センター  
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1  
 県障害者交流センター内  
 TEL 048-825-0707  
 FAX 048-825-3070  
 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp  
 HPアドレス http://saitama-shokyo.org/info/  
 発行 NPO法人埼玉障害者センター  
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1  
 頒行 価 一部 100 円 (会費に含まれます)  
 日 10 日・20 日・30 日

**埼玉県障害者社会参加推進センター事業の概要について**



埼玉県障害者社会参加推進センター長

田中 一  
たなか はじめ

平成 4 年度から NPO 法人埼

玉県障害者協議会が埼玉県の委託を受けて、「埼玉県障害者社会参加推進センター運営事業」を実施しています。今年度の事業概要は、以下のとおりです。

**1 目的**

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下に、障害者の多種多様な需要を把握し、障害者自らによる諸種の社会参加推進施策の体系的、効果的、効果的な展開を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として、埼玉県障害者社会参加推進センターを運営しています。

**2 事業計画**

- (1) センターだよりの発行 (1600部 年4回の発行)
- (2) 障害者団体リーダー研修会の開催
- (3) インターネット運営事業
- (4) 障害者の生活訓練事業の開催

- (1) 歩行訓練・運転技能講習会等
- (2) コミュニケーションの推進 (手話・指点字の教室等)
- (3) 学習会・研修会等 (施設見学会、障害者福祉・生活に関する研修会、防災訓練など)
- (4) 健康教室 (健康に関する講座等)
- (5) 文化等教室 (料理教室、文芸教室等)

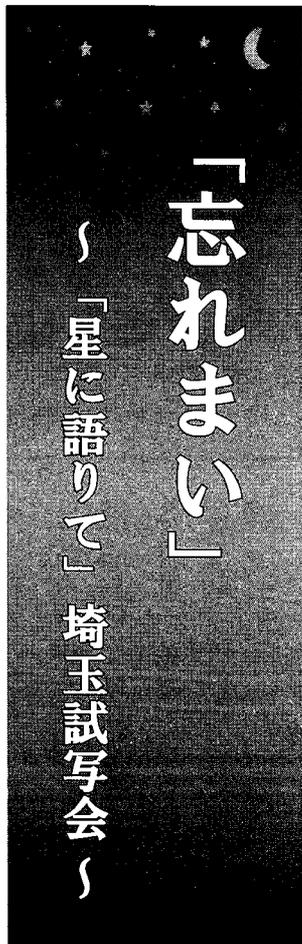
- (6) 自立促進教室 (知的・精神障害者の自立促進事業)
- (7) 聴覚障害者の生活訓練事業
- (8) その他障害者への社会参加に必要な事業 (宿泊体験研修など)

**(5) 障害者 IT サポートセンターの運営**

- ① 障害者のパソコン等の利用に関する相談と自宅等への訪問サポート
- ② 支援するためのパソコンボランティアの養成
- ③ 障害者のパソコン習得のためのパソコン室の環境整備等

以上が令和元年度の事業概要です。県内各地で各種事業を実施いたしますので皆様の積極的なご利用・ご活用をお待ちしています。





きょうされん 埼玉支部 事務局長

ふるさわ 古澤

きよし 潔

### 「障害者が消えた」

2011年3月11日、東日本大震災そして太平洋沿岸部を襲った津波、福島原発事故。障害者（寝たきりの高齢者）の死亡率は住民の2倍。避難所に障害者はいない、個人情報があつて障害者の安否確認ができない。

### この時、障害者は……。

2018年に、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨と日本列島を自然災害が襲う。

埼玉県と「福祉避難所」での話合いでは「まず、第一次避難所に。その後必要な人は福祉避難所に案内します」との国のマニュアルの内容。熊本地震では、福祉避難所はほとんど機能しなかったとの報告もあります。

### 「忘れない。」

きょうされん40周年を記念して、東日本大震災を舞台に劇映画「星に語りて」を製作しました。日本障害フォーラム（JDF）を中心に震災直後から支援にはいりました。その事実をも

とにして、山本おさむ氏（漫画家・どんぐりの家）が何度も現地に足を運び、脚本をつくりました。また埼玉から2名の障害者を持った方も出演しています。

4月23日 障害者交流セン

ターで90名の方が見えられ、試写会をおこないました。当日は松本勲監督も駆けつけ、この映画の意義と上映を広げていただきたいと話されました。

きょうされん埼玉支部は、今年度の重点活動として「星に語りて」の上映を推進していきます。あわせて「夜明け前」の上映にも取り組んでいます。この映画は、呉秀三の「私宅監置」の実態調査の報告から100年経過した今を問うています。2作品の上映に際しては、是非ご協力をお願いします。また、上映を希望の方はきょうされん埼玉支部までご連絡下さい。（電話：048-834-2430）



# 東京オリパラを契機に

## バリアフリーを

### 地域生活圏まで広げよう!



障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

国松 公造

## 福祉のまちづくり 公開学習会を開催

「東京オリパラを契機にバリアフリーを地域生活圏まで広げよう!」のテーマで、3月21日ウエスタ川越で公開研修会として、東洋大学ライフデザイン学部の川内美彦教授を招きバリアフリーに関する学習会が行われました。

## 平等が守られない

バリアフリー法の建築部門では、「新築または改良時の基準適合義務は課せられたが、既存施設には基準適合が努力義務であり、さらに、新築であっても2000㎡未満の建築物は努力義務のままなので、整備が進まない。」「商店街の多くは小規模なので、建て主の裁量に任せられ整備が進まず、生活に密着した建物や地方でのバリアフリー化が進まない。むしろ都市部と農村地域、地方との格差を大きくしてしまう」と川内氏は指摘し、障害者権利条約の「社会参加の権利、外の者との平等」差別禁止」に対し、バリアフ

リー法は「建築主の気持ち次第」と批判しました。他に公共交通部門などでは、重点整備地区の設定など基本構想をつくることのできるなどとして、国は、「障害のある人が公共交通を使うのは権利とは言わず、従ってバリアフリー法は障害のある人の権利を認めていない」としました。

バリアフリー法は、I O Cや英米と違い設備整理の規定は多くあっても、その整備された環境で、高齢の人や障害のある人が排除されないように、きちんと使えるようにと言う規定はなかった。として、今回の改正の意義が、よくわからないと話しました。

川内氏は最後に、「東京オリパラは世界に日本の障害者施策の状況をアピールする良い機会でもある」と話しました。



川内 美彦 教授



公益社団法人日本リウマチ友の会 埼玉支部

# 作品展示会



公益社団法人日本リウマチ友の会 埼玉支部

こやま じゅんこ  
小山 潤子

## 作品展示の様子

日本リウマチ友の会埼玉支部  
の手作り作品が5月9日～5月  
22日の間、埼玉県障害者交流セ  
ンターに展示されました。

リウマチ友の会埼玉支部には、  
下記のサークル活動があり会員  
同士の交流が活発に行われてお  
ります。今回の展示では、サー  
クル活動で作ったものや、会員  
が趣味で作ったものが展示され  
ました。手作り品はバザーで販  
売されているものもあります。

リウマチ友の会埼玉の  
様々なサークル活動

★みんなで歌いましょう

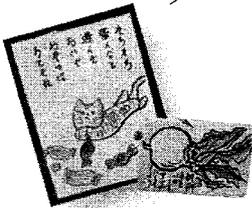
★手芸



★カラオケ

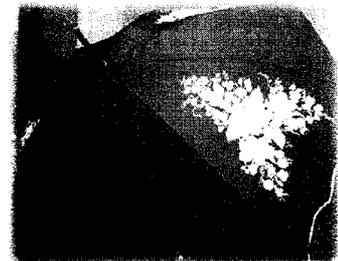
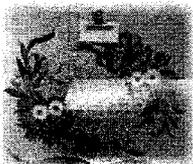
★クッキング

★絵手紙



## リウマチ友の会埼玉支部 作品

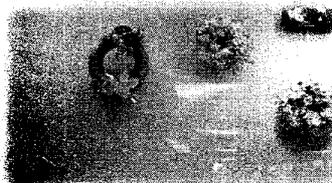
トールペイント



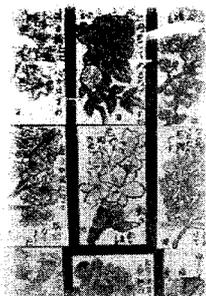
手芸作品



リース・花飾り



絵手紙



# ご利用ください 権利擁護センター

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター

いしだ かずは  
石田 和保

権利擁護センターでは、障害のある方を対象とした次の相談

事業を行っております。お困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

## ●権利擁護相談



障害のある方や認知症高齢者ご本人やご家族等からの生活上の困りごとについてご相談に応じます。相談内容によって専門的な相談機関を紹介することもあります。

また、弁護士や司法書士による法律相談（来所相談）も行っております。法律相談は予約制で、まずは相談員がお話を伺います。

〈連絡先・受付時間〉(048)

822・1204・1240  
(午前9時から午後4時)

※法律相談は、毎週水曜日・金曜日の午後1時から午後2時30分です。

## ●障害者差別解消相談

障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供といった、障害を理由とする差別に関するご相談に応じます。なお、障害を理由とする差別に関するご相談は地域における理解の促進が不可欠なため、まずはお住まいの市町村に設置されている相談窓口へご相談ください。

〈連絡先・受付時間〉(048)  
822・1297 (午前9時から午後5時)

## ●障害者虐待に関する相談

障害のある方の職場での虐待について届出・通報等を受け付けるほか、障害者虐待についてのご相談に応じます。(市町村では、養護者・施設従事者・職場での虐待のいずれの届出・通報も受け付けています。)

〈連絡先・受付時間〉(048)

822・1297 (午前8時30分から午後5時15分)

## ●日常生活自立支援事業

(通称：あんしんサポート) ねつと、さいたま市はあんしんサポートさいたま) 障害や認知症によって判断能力が十分ではない人を対象に、契約を交わし福祉サービスの利用をお手伝いします。また、福祉サービスの利用料の支払いを伴う日常的な金銭管理や通帳等重要書類の預かりにも応じます。利用料がかかりますが、相談は無料です。利用の申し込みやご相談は、お住まいの市町村の社会福祉協議会で受け付けています。

822・1194・1299 (午前8時30分から午後5時15分)

す。なお、本会では制度に関する問い合わせに応じます。また、ご本人の状況によっては成年後見制度の利用が必要な場合があります。そのため、成年後見制度についてのご相談にも応じます。

〈連絡先・受付時間〉(048)

822・1194・1299 (午前8時30分から午後5時15分)

※成年後見制度についてのご相談は、権利擁護相談でも応じます。



権利擁護センターでは、その他にも成年後見制度の利用促進のために制度の普及啓発活動や、市町村社会福祉協議会による法人後見の推進のための訪問活動を行っています。

※FAXはすべて(048) 822・1406です。相談日は月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)です。

【加盟団体活動紹介 第8回】

# 埼玉県身体障害者福祉協会

埼玉県身体障害者福祉協会は、県内各地の身障福祉会が構成員となり、地域の身体障害者の意見等をくみ上げ、障害者福祉制度等の改善に向けた運動を、「共に学び共に暮らせる街をつくろう」をスローガンに展開しています。

## 設立年

昭和40年

## 会員数

51団体

## 会員対象

社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会と市町村身体障害者福祉会との基本的事項を定める規程に基づき構成員資格取得届を提出した者。

## 発行会報誌

『埼玉協』

1月・7月（年2回発行）

## ホームページ

saisinkyou-6554-home.or.jp

## 目的

当協会は、昭和27年に県内各地の身障福祉会の連合体として「埼玉県身体障害者福祉会連合会」が結成されたのが母体となつて以来、行政と各市町村福祉会が一体となり、身体障害者の自立と福祉向上のための組織活動を展開してきた。また、昭和40年には「社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会」として発足、同時に「埼玉県障がい者共同作業所」を設置し、障害者の社会的自立を促進するなど、

身体障害者の福祉充実と社会参加促進のため各種事業に取り組んでいます。

## 活動紹介

当協会は、法人本部事務室を埼玉県浦和合同庁舎内に置き、浦和区鹿手袋に障害者支援施設「埼玉県障がい者共同作業所」を設置経営し、施設入所支援や就労支援としてのクリーニング作業等を通じて、一般就労に向けた取り組みや障害者の作業場所の提供を行っています。当協会の活動は、構成員である各市町村福祉会からの意見等を踏まえ、県への要望活動や上部団体である日本身体障害者団体連合会を通じて、国や関係団体に対する要望につなげる活動とともに、団体の活動として、実施計画に基づき、様々な活動を行っています。

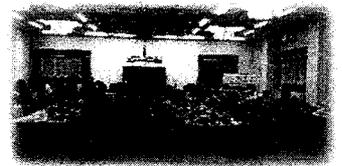
毎年、各市町村福祉会からの多数の参加者を得て、社会参加と訓練・レクリエーションを目的とする温泉療養を実施しています。身体障害者福祉のための埼玉県児童生徒美術展覧会も平成30年度で第60回目を迎え、県内の公立の小中学校、特別支援学校から10万点を超える作品が出品され、その内750作品を展示し、68作品に知事賞をはじめ各賞を授与します。地区別福祉研修会を県内5地区に分け開催し、研修会を通じて地区の福祉会と当協会との意見交換を図っています。埼玉県の委託事業として、身体障害者結婚相談員を設置し、結婚を希望する身体障害者からの相談や交流会の開催、また、各市町村の身体障害者相談員の資質向上を図るため、年4回研修会を実施しています。その他、自動車部会、青年部会、婦人部会を設け、様々な行事等を行い身体障害者の社会参加等に取り組んでいます。



埼玉協記章



相談員研修会の様子



温泉療養写真

【加盟団体活動紹介 第9回】

# 埼玉県原爆被害者協議会

日本原水爆被害者団体協議会に加盟し、全国の被爆者と団結し、国の責任による被爆者援護法の改正、核兵器廃絶の実現を図るとともに、医療、生活、その他被爆者の抱える困難な問題の解決を図ることを目的とする。

### 設立年

昭和34年

### 会員数

454名



### 会員対象

埼玉県内に住む、被爆者とその家族及び遺族。(その他、会の目的に賛同する賛助会員がいる)

### 会報誌

日本被団協発行新聞

『被団協』

被団協新聞埼玉版

『しらさぎ会便り』毎月発行。

### ホームページ

無し

### 目的

①被爆者の健康管理、医療、介護、生活及び遺族(2世含む)に対する必要な救援。

②被爆者の健康保持、向上に役立つ調査、教育、並びに研修会の開催。

③核兵器廃絶、被爆者援護法の改正に必要な諸活動。

④その他目的達成に必要な事業。

### 活動紹介

目的①について。県内被爆者及び被爆二世は3,300人に、被爆者援護の諸制度について、埼玉県庁疾病対策課を通じて、年2回周知している。

又、被爆者援護法の改正を、厚労省交渉、国会議員への要請等を実施。ノーモア・ヒバクシャ訴訟を支援。

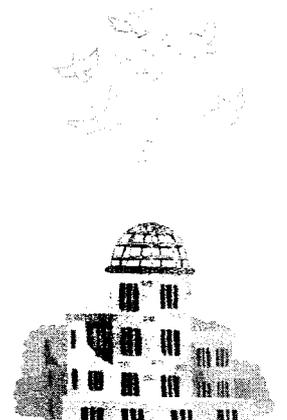
目的②について、埼玉県原爆被爆者相談所を設置し、相談員が対応。被爆者の高齢化が進む中で、介護保険制度利用の相談が多くなっている。

被爆者健康診断を、年2回県内5カ所の医療機関の協力を得て実施。

目的③について、「核兵器のない世界」の実現を、被爆者が生きているうちにお願い、自らの残酷でつらい体験を語り、県内の小・中・高・大学をはじめ、各団体などに出向き「私た

ちと同じ苦しみを二度と繰り返すな」と語り継いでいる。

目的④について、そのほか埼玉平和・市民5団体懇談会に加入し、埼玉県原爆死没者慰霊式、ヒバクシャ国際署名埼玉連絡会、さよなら原発埼玉県民集会などを実施している。



# 令和元年度第39回 総会が開催されました



令和元年度第39回総会の様子



講師：結城 俊哉 氏

NPO法人埼玉県障害者協議会 第39回総会が去る6月1日、埼玉県障害者交流センターホールにおいて開催され、加盟団体の参加のもと、すべての議案が承認されました。ご来賓に知事代理（障害者福祉推進課課長）、県議会各派、関係団体・機関等の皆様から、心温まるご挨拶をいただきました。

研修会では、講師に立教大学コミュニティ福祉学部教授の結城俊哉先生に、「誰もが排除されない社会を目指して」～ノーマライゼーション社会の実現をどのように目指したらよいか～というテーマで講演をいただきました。

## <賛助会員加入のお願い>

埼玉県障害者協議会の目的に賛同しご協力頂ける、個人及び団体を募集しております。  
賛助会員には年8回の会報の送付、各種研修会・講演会などのご案内を送付いたします。  
賛助会員の会費は、年一口 2,000円 です。  
入会をご希望の方は、右記の口座へお振込み下さい。

**特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会**

## <郵便振替>

**【口座番号】**

00130-9-673233

**【口座名称】**

とくていひえいりかつどうほうじん  
特定非営利活動法人  
さいたまけんしょうがいしゃきょうぎかい  
埼玉県障害者協議会

## 編集後記

平成から令和へ元号が変わり早二か月余り、三つ目の元号を迎えた仲間も多く100歳時代といわれる昨今四つ目は……？  
元号・年度が変われど世の中大きな変化はなく「戦争のなかった平成」の継続を願いつつ「互助精神」を大切に明るく・楽しく・元気良く過ごして行きましょう。 (八木田)

